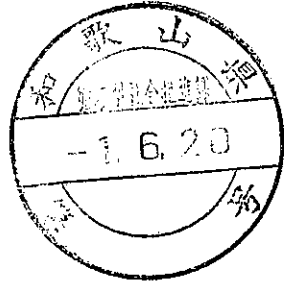


産業廃棄物処理計画書

令和元年 6月 19日

和歌山県知事 殿



提出者
住所

大阪府大阪市中央区船越町2-4-12

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
株式会社NIPPO 関西支店
執行役員支店長 松本 勝也

電話番号
06-6942-6125

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社NIPPO 関西支店
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区船越町2-4-12
計画期間	平成31年4月1日～令和 2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06 総合工事業
② 事業の規模	工事完成高24,000万円(和歌山市管轄除く和歌山県内工事)
③ 従業員数	1,591人(全社)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ○ガラス・陶磁器くず 処理業者(破碎)へ委託(再資源化) ○がれき類 自社中間処理(破碎)を主とし一部処理業者(破碎)へ委託(再生砕石として再資源化) ○木くず 処理業者(破碎)へ委託(チップ材として再資源化) ○廃プラスチック 処理業者(破碎・圧縮・熔融)へ委託(再資源化) ○紙くず 処理業者(破碎)へ委託(再資源化) ○建設系混合物(管理型・安定型) 処理業者(破碎・選別)へ委託(再資源化) ○石綿含有廃棄物 最終処分地保有処分業者(埋立)へ委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(30 年度)実績】 別紙②一覧表のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) ○工事による産業廃棄物の発生の抑制は、排出量を抑制した設計の推進を図る。 ○設計・計画以上の産業廃棄物の発生を極力抑制する。 ○再利用出来る梱包材の使用を求め、梱包ごみの発生を抑制する。	
②計画	【目 標】 別紙②一覧表のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) ○上記の取組を維持し、さらに強化する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) れき類(コンクリート塊、アスファルト塊)、ガラスくず等、建設系混合物の分別を確実に 行い、他の廃棄物が混入しないように保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の廃棄物に加え、その他の廃棄物についても混入が無いように分別・保管を 実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(30 年度)実績】 別紙②一覧表のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施した取組みはない		
②計画	【目 標】 別紙②一覧表のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 取組みの予定はない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度(30 年度)実績】 別紙②一覧表のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施した取組みはない			
②計画	【目 標】 別紙②一覧表のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 取組みの予定はない			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度(30 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 取組みはない	
②計画	【目 標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 取組みの予定はない	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度(30 年度)実績】 別紙②一覧表のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) 出来る限り再生利用(リサイクル)業者を選定するとともに、処理業者の施設の現場確認、委託基準やマニフェスト交付義務の法令を遵守した上で、処理を委託した。	

(第5面)

②計画	【目標】 別紙②一覧表のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について現地確認する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

管理体制図

